



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ

代 表 者 代表取締役社長 CEO 椋梨 敬介

(コード番号 8418 東証プライム市場)

問合せ先 人財支援部長 坂本 亮一

(電話番号 083-223-3507)

株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社グループは、YMF G中期経営計画 2022のもと、使命・存在意義（パーパス）「地域の豊かな未来を共創する」を果たしていくため、将来のあるべき姿（ビジョン）「地域に選ばれ、地域の信頼に応える、地域価値向上企業グループ」に向けて、「チームYMF G」として地域・お客さまの期待を超える価値創造に取り組んでおります。

また、YMF G中期経営計画 2022 で取り組む重点項目の1つとして「グループ人財の活躍推進」を掲げ、当社グループの成長に欠かせない原動力である社員一人ひとりが働きがいをもって成長し、それぞれが活躍できる環境・機会を創り上げております。

こうした中、組織業績への貢献（成果）に正しく応えることで社員のモチベーション向上を、株主さまと利害を共有することで社員の中長期的な企業価値向上の意識づけを目的として、給与賞与等の金銭報酬に加えて、本制度を導入することといたしました。

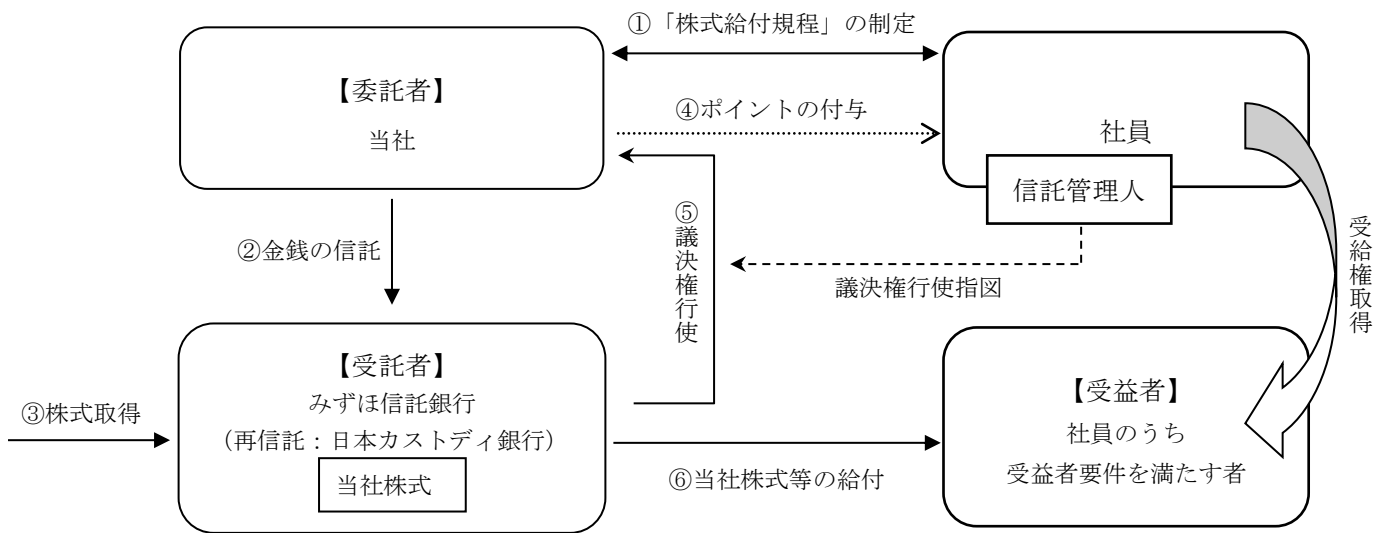
2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、社員に対し組織業績への貢献度（成果）等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。社員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。社員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、社員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、社員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の社員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |

- (8) 本信託契約の締結日 : 2023年5月29日
 (9) 金銭を信託する日 : 2023年5月29日
 (10) 信託の期間 : 2023年5月29日から信託が終了するまで
 (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年5月29日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式910,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金830円
(4) 処 分 総 額	755,300,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の社員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分)であり、2023年3月末日現在の発行済株式総数264,353,616株に対し0.34%(2023年3月末日現在の総議決権個数2,254,720個に対する割合0.40%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2023年4月12日から2023年5月11日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である830円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額830円については、取締役会決議日の直前営業日の終値843円に対して98.46%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均855円(円未満切捨)に対して97.08%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均844円(円未満切捨)に対して98.34%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上